

【令和 7 年度】近江八幡市地域おこし協力隊(観光物産協会) 募集要項

1. 概要

近江八幡市は、滋賀県 No.1 観光スポットの「ラ コリーナ近江八幡」をはじめ、織田信長が築いた「安土城（跡）」、近江商人ゆかりの「まちなみ」や「八幡堀」、琵琶湖に浮かぶ有人島「沖島」など、自然と歴史・文化を感じられる観光地が点在しています。令和 5 年には約 64 万人もの観光客が本市を訪れ、滋賀県内でもトップクラスの入込客数を誇ります。

令和 5 年 3 月には、近江八幡市観光振興計画を 10 年ぶりに改訂し、観光ニーズや情勢を踏まえた新たな観光理念として【「近江八幡ライフスタイルツーリズム」～近江八幡らしい生活文化の継承と共創～】を掲げました。本市の観光は、豊かな環境を次世代のために育むまちづくりが原点となっており、市民や観光客の交流を通じて、新たな付加価値を創造し次世代への継承を目指します。

一般社団法人近江八幡観光物産協会（以下、観光物産協会）は、本市の観光振興を推進する中心的な役割を担っている団体であり、新たな考え方を取り入れ、進歩発展するために令和 2 年 3 月に DMO（観光地域づくり法人）を取得しました。しかしながら、この時期はコロナ禍の影響により活動が制限されており、将来の見通しが不明瞭であったため、実施体制を含め十分な準備ができていなかったことにより、これまで DMO として期待されている役割が発揮しきれていない状況でした。

観光振興計画の更なる推進を図るためには DMO の強化が重要となるため、情報発信強化や課題解決等、近江八幡観光物産協会の支援をメインに、観光まちづくりの推進に取り組む地域おこし協力隊をこのたび募集します。

2. 活動の内容

観光物産協会の強化のため、以下のように観光物産協会と連携した観光まちづくりに取り組んでいただきます。

(1) 観光物産協会への強化支援

- ・ SNS や観光ウェブサイトを活用した情報発信の強化
※観光ウェブサイトへの記事掲載等は初心者の方でも操作いただけるものです。
- ・ 課題解決に寄り添った具体的な事業の企画・推進
- ・ 自主財源確保に向けた検討・開発

(2) 観光物産協会の業務補助

- ・ 観光案内や自主イベント等の支援
- ・ 観光関連事業者や関係団体などとの連携

(3) その他本人の適性や希望に応じた観光地域づくり活動

3. 活動場所

主に近江八幡市内

<活動拠点>

白雲館(一般社団法人近江八幡観光物産協会事務局、為心町元9番地1)

※イベントへの出展、研修等で、市外、県外での活動も想定されます。

4. 募集人数

1名

5. 募集対象者

5-1. 必須要件

- (1) 三大都市圏(東京・名古屋・大阪)をはじめとする都市地域等に居住している、または地域おこし協力隊であった方(同一地域における活動2年以上、かつ解嘱1年以内)で、隊員としての活動が決定した後、近江八幡市に住民票及び生活拠点を移動できる方
※地域要件については、総務省「地域おこし協力隊」ウェブページに掲載されている「特別交付税措置に係る地域要件確認表」をご確認ください。
- (2) 活動期間終了後も、近江八幡市で引き続き定住を考えている方
- (3) 心身ともに健康な状態で地域活動に意欲をもって積極的かつ誠実に活動できる方
- (4) パソコン(ワード、エクセル、パワーポイント)の操作ができ、SNS等を活用した情報発信ができる方
- (5) 地域の特性を尊重し、地域とのコミュニケーションが図られる方
- (6) 土日及び行事参加や夜間の会議出席など、不規則な職務に対応できる方
- (7) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方

5-2. 歓迎要件

- (1) 新規事業の企画・マネジメントの経験がある方
- (2) 多様な事業者・団体との業務連携・調整の経験がある方
- (3) 観光・旅行業界での職務経験がある方(旅行業取扱管理者の有資格者など)
- (4) 観光プロモーションを自ら企画・推進できる方(ウェブサイト制作やグラフィックデザイン等の専門スキル及び業務経験など)
- (5) 観光協会、観光振興団体等の運営・補助の経験がある方

6. 活動時間

- (1) 1日当たりの活動時間は、原則として7時間45分とします。(1か月当たり155時間)
- (2) 1か月当たりの活動日数は、原則として20日間とします。

上記は近江八幡市地域おこし協力隊設置要綱に基づく規定であり、具体的な活動方法は協議の上決定します。

※所定の活動時間を下回った場合は、その分の報償が減額となります。

7. 活動期間

1年間とします。ただし、初年度は委嘱した日から令和8年3月31日までとし、隊員と市の合意のもと、委嘱した日から起算して最長3年間まで期間を延長することができます。

委嘱日(活動開始日)については、令和7年9月1日を予定していますが、候補者との協議により決定します。

8. 任用形態

近江八幡市地域おこし協力隊設置要綱に基づき、市長が委嘱しますが、近江八幡市と雇用契約及び雇用関係はありません。

9. 報償費・活動経費

9-1. 報償費

上記「5-2.歓迎要件」に該当する場合 月額271,000円

該当しない場合 月額210,000円

※該当の有無は選考時に判断し、これにより報償費を決定します。

※従事期間の実績により、期末手当(6月、12月)を支給します。

※支払時には、所得税を源泉して支払います。

※雇用形態がないことから、所得税の年末調整は実施しません。自ら税務署への確定申告が必要です。

※月途中で委嘱した場合は、日割り計算して支払います。

※近江八幡市地域おこし協力隊設置要綱に基づき報償費の見直しを行う場合があります。

9-2. 活動経費

報償費とは別に市との契約に基づき、委嘱期間に応じて活動経費を支給します。

※近江八幡市地域おこし協力隊設置要綱に基づき活動経費の見直しを行う場合があります。

※下記「10. その他、諸条件」(2)(3)を参照ください。

10. その他、諸条件

(1) 活動期間中の国民健康保険料、介護保険料、国民年金などについては、隊員の自己負担となります。

(2) 活動に要する経費(活動旅費、消耗品費、研修会参加費等)は、別途、市の予算の範囲内で、隊員が市と委託契約を締結し、その委託料の範囲で支出します。

(3) 住居については民間の賃貸住宅等を隊員自身で契約していただきますが、活動期間中の家賃は、31,000円を上限とし、上記(2)の委託料の中から支出することができます。また、住居に係る光熱水費、電話・インターネットなどの通信料、転居に係る費用、生活備品等は隊員の自己負担となります。

- (4) 活動に支障をきたさないことを条件に、兼業を認めることがあります。その場合は事前に市へ届け出て、許可を得る必要があります。
- (5) 活動を通じて知り得た秘密を他に漏らさないこと。委嘱期間が終了した後も同様とします。
- (6) 活動期間中であっても次に定める場合は、委嘱を取り消すことがあります。
 - ① 自己の都合により解任を申し出たとき
 - ② 傷病、事故等により、活動が継続できなくなったとき
 - ③ 活動を怠ったとき
 - ④ 地域おこし協力隊の信用を傷つけ、または市の不名誉となる行為を行うなど、委嘱者としてふさわしくないと判断したとき

11. 募集期間

令和7年5月16日（金）から令和7年6月30日（月） 17：00（必着）
応募状況により、予告なく期間を延長することがあります。

12. 応募方法

下記「13. 提出書類」を、募集期間内に必着で、「17. 応募先・問合せ先」まで、郵送または電子メールにて送付してください。電子メールの場合は、写真や添付書類が読み取り可能なよう画質を確保し、PDF ファイル形式で送付してください。また、電子メールの送信後には到着確認の連絡をしてください。

募集期間内に受領したものを有効として取り扱います。一度提出したものを差し替える場合も期間内に再提出してください。

13. 提出書類

次の(1)から(3)の書類を提出してください。なお、提出いただいた書類については、返却しません。

- (1) 近江八幡市地域おこし協力隊応募用紙
- (2) 活動提案書

様式は任意としますが、用紙サイズはA4判で2枚以内とします。

テーマは、「近江八幡観光物産協会の支援について、自分の経験や能力をどう活かすか」とし、志望動機を含めて記載してください。

- (3) 住民票の写し(本籍・続柄・マイナンバーを省略したもの)

※地域要件の確認に用います。

※地域おこし協力隊の経験者で、地域要件の特例の適用を受ける方については「2年以上続けて地域おこし協力隊として活動し、かつ解嘱から1年以内であることが確認できる書類（辞令の写し等）」も提出してください。

14. 選考方法

(1) 一次選考(書類選考)

提出書類により(応募資格、提出書類の形式審査)選考します。

結果については、令和7年7月上旬に応募者全員に文書で通知します。

(2) 二次選考(面接試験)

面接により選考します。

日程は、令和7年7月中旬を予定しており、詳細は一次選考の結果をお知らせする際に通知します。

会場は、近江八幡市役所(滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地)を予定しており、面接に係る交通費等は自己負担となります。

※やむを得ず対面による面接が不可能な場合は、ウェブ上での面接も検討します。

(3) 最終選考結果の通知

上記の選考により近江八幡市地域おこし協力隊の候補者を決定し、二次選考の日から概ね2週間以内に郵送または電子メールで通知します。

委嘱の日(令和7年9月1日)については、候補者と市で、協議の上決定します。

15. 協力隊への質疑応答

近江八幡市には、すでに3名の地域おこし協力隊が「観光まちづくり」に取り組んでいます。近江八幡市での活動内容や、移住者目線の近江八幡の魅力等、隊員へのご質問がある場合は下記までメールにてお問合せください。

16. その他

市の概要や観光情報等については、市ホームページよりご確認ください。

「観光まちづくり」に取り組む現役隊員の活動内容も紹介しています。

URL：<https://www.city.omihachiman.lg.jp/index.html>



活動拠点となる(一社)近江八幡観光物産協会については、観光物産協会のホームページよりご確認ください。問い合わせ、事前訪問(見学)等も歓迎します。

URL：<https://www.omi8.com>

17. 応募先・問合せ先

募集に関する問い合わせは、電子メールでお願いします。

〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地

近江八幡市 総合政策部観光政策課 担当：井上

電話：0748-36-5573 (平日 9:00～17:00)

E-mail：010429@city.omihachiman.lg.jp